

第3次 和水町男女共同参画計画

～男女がともに支えあい、暮らしやすいまちづくりの実現～



令和4年5月

和 水 町

はじめに

昨今の私たちを取り巻く社会情勢は、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化に加え、新型コロナウイルス感染症の流行や前例のない天災等により、高度な情報化や就労環境の多様化・グローバル化等を加速させ急速に変化しています。

これらの変化に伴う課題に対応する持続可能な社会の実現のためには、性別に捉われず、一人ひとりが個性と能力を発揮し、社会の構成員として支え合い、責任を分かち合う男女共同参画社会の構築が重要となっています。

このような状況において世界では、2015年（平成27年）の国連サミットで採択されたSDGsのひとつである「ジェンダー平等の実現」に向けた取り組みが加速し、日本との差が更に拡大する中、地方公共団体においての更なる取組が求められています。

このような状況を踏まえ、本町におきましても、平成29年5月に第2次和水町男女共同参画計画を策定し、計画に基づき取組を進めて参りました。

本町では、令和元年3月に「第2次和水町まちづくり総合計画」を策定しており、和水町の目指す将来像を「笑顔輝き 魅力あふれる和水町」と掲げ、その中で「男女共同参画の推進」も主要施策の1つとして掲げております。

この「第2次和水町まちづくり総合計画」や令和3年度に行った「和水町男女共同参画に関する住民意識調査」の結果、また国・県の動向を踏まえ、このたび「第3次和水町男女共同参画計画」を策定いたしました。

今後も和水町では、この計画に基づき、計画の基本目標である「男女がともに支えあい、くらしやすいまちづくりの実現」のため、様々な課題解決に向け、積極的に取り組んでまいります。町民・事業者・団体の皆様には、この計画策定の趣旨をご理解いただき、和水町男女共同参画の実現に向け、ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、計画策定にあたり、「和水町男女共同参画に関する住民意識調査」にご協力いただいた町民の皆様には心からお礼申し上げます。

令和4年5月

和 水 町 長 石 原 佳 幸

もくじ

第1章 計画の基本的な考え方	
1 計画策定の目的	1
2 計画の基本目標と重点目標	2
3 計画の性格	3
4 計画の期間	3
5 計画の位置づけ	3
第2章 計画の内容	
重点目標 1 男女共同参画意識の醸成	4
施策の基本方向	
(1) 男女共同参画に関する広報・啓発	
(2) 固定的性別役割分担意識、慣習、しきたり等の見直し	
重点目標 2 男女の人権の尊重	7
施策の基本方向	
(1) 人権の尊重の理解と認識	
(2) あらゆる暴力の根絶	
重点目標 3 家庭・職場における男女共同参画の環境づくり	10
施策の基本方向	
(1) 両立支援制度を利用しやすい職場環境づくりの推進	
(2) 子育て、介護支援の充実とパートナーシップの推進	
重点目標 4 さまざまな分野における男女共同参画の推進	13
施策の基本方向	
(1) 政策や方針決定の場への女性の参画の拡大推進	
(2) 男女共同参画を推進する人材育成・活動支援	
第3章 男女共同参画に関する推進体制	17
参考資料	18
1 世界の動き	
2 国の動き	
3 熊本県の動き	
4 和水町の動き	
5 男女共同参画社会基本法	
6 和水町男女共同参画懇話会設置要綱	
近隣の相談窓口	33

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

現在日本では、少子高齢化が進み情報通信の高度化・国際化の進展・経済格差など、私たちをとりまく社会環境は大きく変化しています。また、配偶者による暴力・児童虐待・いじめなど、家庭や職場、学校や地域といったあらゆるところで人権に関する問題が大きくなっています。

こうした状況の中で、性別にとらわれず一人ひとりが個性と能力を発揮し、お互いが社会の構成員として、ともに支えあい責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が求められています。

このようなことから、本町では「和水町男女共同参画に関する住民意識調査（令和3年度）」の結果などを踏まえ、和水町における男女共同参画社会の形成を総合的に図ることを目的に計画を策定します。

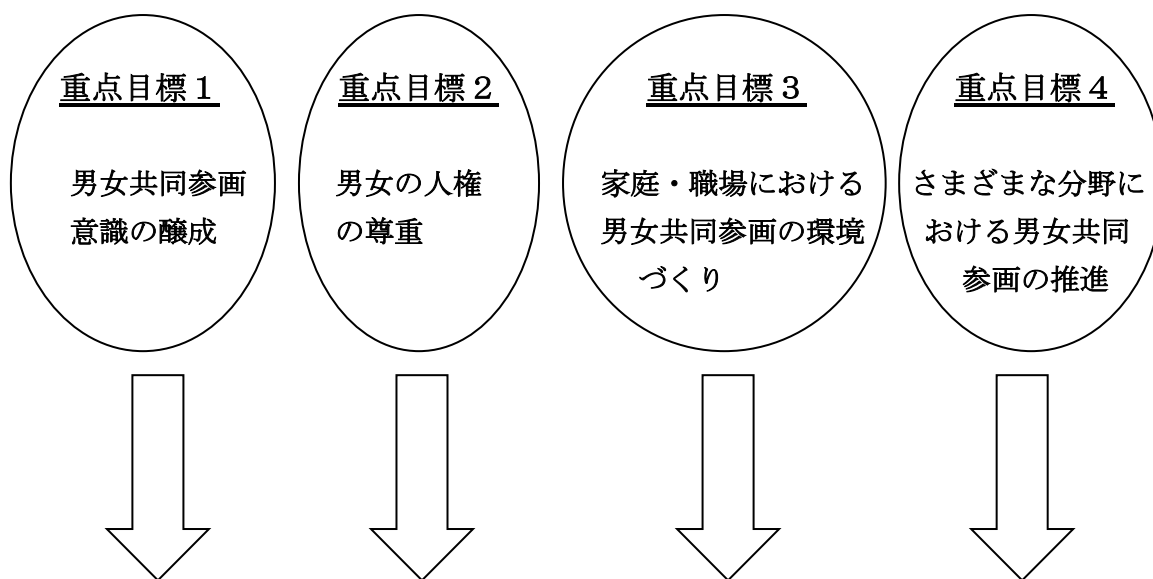
2 計画の基本目標と重点目標

基本目標の達成を図るために、4つの重点目標を定めます。それぞれの重点目標を達成するために、施策の基本方向に沿って取り組みます。

【 基本目標 】

男女がともに支えあい、暮らしやすいまちづくりの実現

【 重点目標 】



【 施策の基本方向 】

<ul style="list-style-type: none">① 男女共同参画に関する広報・啓発② 性別で役割を分担する等の意識、慣習、しきたり等の見直し	<ul style="list-style-type: none">① 人権の尊重の理解と認識② あらゆる暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none">① 両立支援制度を利用しやすい職場環境づくりの推進② 子育て、介護支援の充実とパートナーシップの推進	<ul style="list-style-type: none">① 政策や方針決定の場へ女性の参画推進② 男女共同参画を推進する人材育成・活動支援
---	---	---	--

3 計画の性格

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画の計画であり、「和水町まちづくり総合計画」との整合性を図っています。

この計画は、和水町の男女共同参画社会の実現に向けた各種取組みの指針となるべきものであり、男女が互いに対等な立場で尊重しながら、誰もがいきいきと支え合うことができるまちづくりを推進していくために策定しました。

4 計画の期間

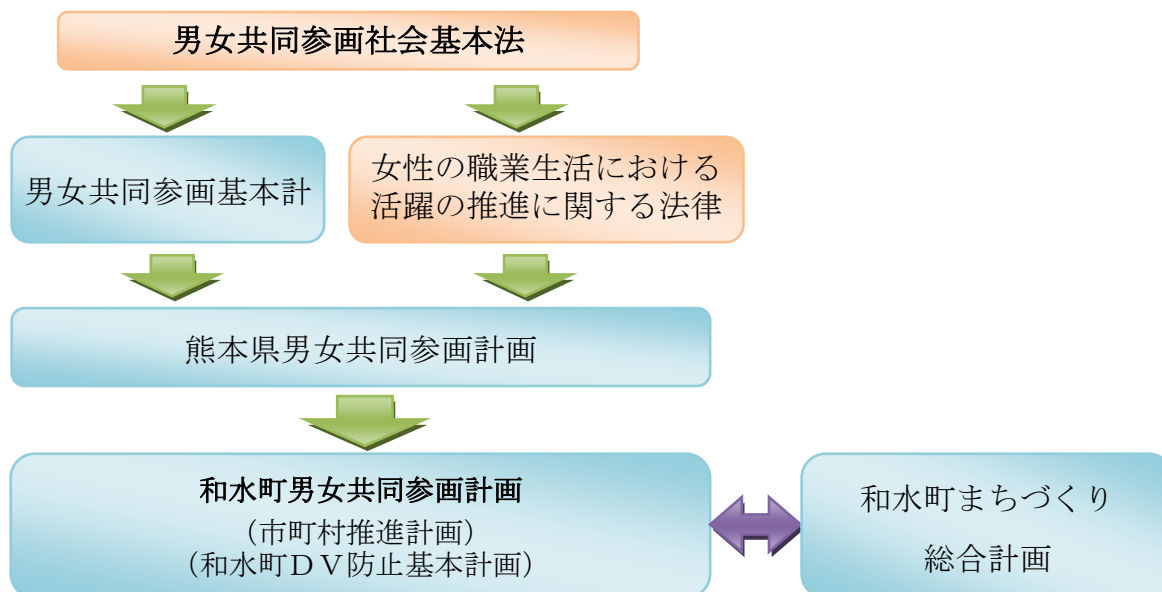
この計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。ただし、社会情勢等の変化に対応し、必要に応じて見直しを図ります。

5 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条の規定の基づく、和水町における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画です。

また、本計画における**重点目標2**男女の人権の尊重“②あらゆる暴力の根絶”を「和水町DV防止基本計画」とし、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項の規定に基づく配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画に位置づけます。

さらに、国の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」として、本計画と一体的に策定するものです。



第2章 計画の内容

【重点目標1 男女共同参画意識の醸成】

住民一人ひとりが社会のパートナーとして、協力し助け合いながら自分らしく暮らせる男女共同参画に関する意識が醸成されたまちを目指します。

【施策の基本方向】

(1) 男女共同参画に関する広報・啓発

男女共同参画に関するイベント等の情報や資料を収集し、住民へ提供していくことにより、男女共同参画に関する意識を高めます。

(2) 固定的性別役割分担意識、慣習・しきたり等の見直し

家庭や職場など、身近なところから固定的性別役割分担意識の解消及び慣習、しきたり等の見直しを図ります。

重点目標	施策の基本方向	具体的施策	取組内容	担当課
重点目標1 男女共同参画意識の醸成	(1) 男女共同参画に関する広報・啓発	①広報などを活用した啓発の充実	広報なごみ、町のホームページなどのあらゆる広報媒体を活用して、男女共同参画についての啓発を推進します。	総務課 まちづくり推進課
		②様々な学習の場をととした啓発	様々な学習の場で、男女共同参画に関する講演会・講座を実施します。また、住民を対象とした講演会等の実施を検討します。	総務課
		③法令や制度の周知	男女共同参画基本法、熊本県男女共同参画計画や各種制度についての周知に努めます。	総務課
		④男女共同参画に関する情報の収集と提供	男女共同参画に関する情報を幅広く収集し、提供します。	総務課

(2) 固定的性別役割分担意識、慣習、しきたり等の見なおし	①広報などを活用した啓発の充実(再掲)	広報なごみ、町のホームページなどのあらゆる広報媒体を活用して、男女共同参画についての啓発を推進します。	総務課 まちづくり推進課
	②男性の家庭生活への関心向上	男性の家事、子育て、介護などの家庭生活への関心を高めるための「男性向け講座」を開催する。	総務課 福祉課 保健子ども課

【男女共同参画意識の現状・課題】

令和3年度に実施した町民意識調査をみると、「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を固定する考え方については、「同感する」の割合が4%、「同感しない」63%、「どちらともいえない」が30%、「わからない」が3%という結果となりました。(図1)

前回の町民意識調査(平成28年度)と比較すると固定的性別役割分担に同感しない人の割合は約20%増加しています。

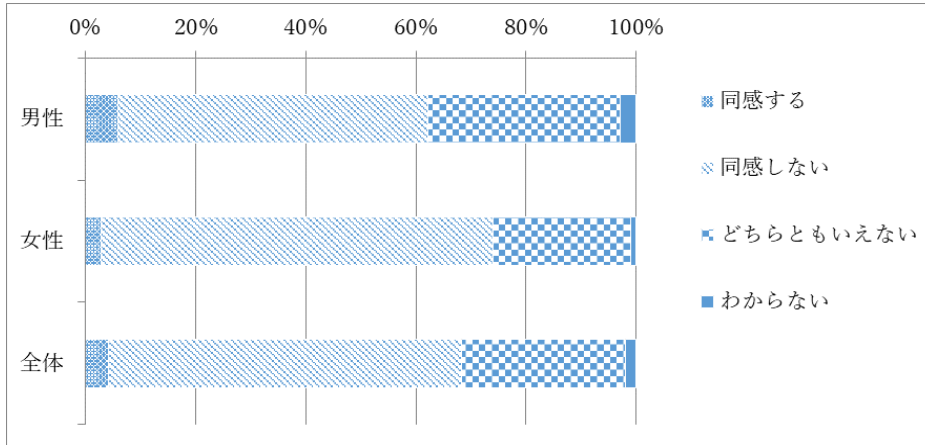
男女関係なく、仕事や家庭生活に取り組みたいと考えている方が、大多数のようです。

しかしながら、男女の地位の平等感について、「家庭生活」、「職場」、「教育」、「政治」、「法律や制度上」、「社会通念・慣習しきたり」、「地域社会」の分野で質問をしたところ、「教育」の分野では6割以上の方が平等であると回答しているものの「職場」、「政治」、「社会通念・慣習しきたり」、「地域社会」の分野では平等と感じている人は3割以下となっています。特に「政治」と「社会通念・慣習しきたり」の分野において平等と感じている人は2割以下にとどまっています。(図2)

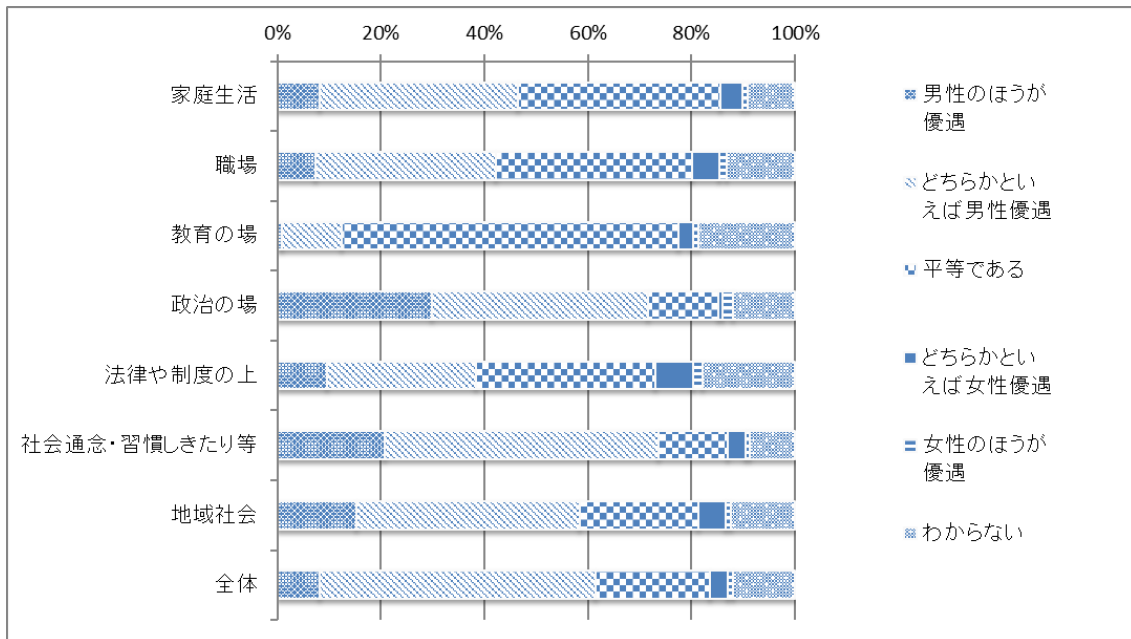
このことから、意識と実態には大きな隔たりがあります。

また、女性が社会のあらゆる分野でより平等になるために特に重要だと思うことでは、「男女を差別している古い慣習やしきたりをなくすこと」「男性の意識改革が必要である」が上位となっており、古い慣習やしきたり等を男女共同参画の視点に立って見直すことや、男性が積極的に男女共同参画の考え方を取り入れるが求められています。

【性別により役割を固定する考え方について (図1)】 (%)



【男女の地位の平等感 (図2)】 (%)



【女性が社会のあらゆる分野で、より平等になるために特に重要だと思うもの】

- 男性も女性もパートナーとして理解し、協力すること・・・17%
- 男性の意識改革が必要・・・・・・・・・・・・・・・・・・17%
- 男女を差別している、古い習慣やしきたりをなくすこと・・・16%
- 家事労働を適正に評価すること・・・・・・・・・・・・・・・・10%
- 仕事や賃金の面で男女差をなくすこと・・・・・・・・・・・・10%

【重点目標 2 男女の人権の尊重】

私たち一人ひとりの価値と尊厳を重んじるとともに、性別による差別をなくし、あらゆる暴力の根絶を目指します。

【施策の基本方向】

(1) 人権尊重の理解と認識

学校教育や社会教育など、関係機関との連携を図り、生涯を通じた人権教育を推進し、基本的人権を尊重する意識の高揚を図ります。

(2) あらゆる暴力の根絶

ドメスティックバイオレンス（DV）、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性暴力や児童虐待などの人権を侵害する行為に対して、警察、福祉事務所等の関係機関と連携し、問題の発生防止と、被害者からの相談体制を整えていきます。

重点目標	施策の基本方向	具体的施策	取組内容	担当課
2 男女の人権の尊重	(1) 人権尊重の理解と認識	①人権意識を高めるための教育や啓発の推進	学校教育・社会教育・地域・家庭において、相互の連携を図り、男女が互いの人権を尊重する意識を持つよう、広報紙、講演会・講座、特設人権相談所などを通じて人権に関する情報の提供を行います。	社会教育課 税務住民課
	(2) あらゆる暴力の根絶	①配偶者などに暴力を許さない意識づくり	配偶者やパートナーからの暴力を決してに許さないという意識づくりを広報紙やホームページ等を通じて行います。	保健子ども課 総務課 まちづくり推進課
		②DVやセクシュアルハラスメントの防止と対応	セクシュアルハラスメント、DV、デートDVの防止に向けて、職場や学校での啓発活動に努めます。	保健子ども課

	③被害者の早期発見、相談体制の充実	住民が安心して相談できる体制を整備し、関係機関との連携を図り、住民に対し必要な情報の提供・相談窓口の周知を行います。	福祉課 保健子ども課
	④被害者の自立支援に向けた取組み	被害者の自立支援のため、関係機関との連携を図り、必要な情報を提供します。	福祉課 保健子ども課
	⑤児童などに対する虐待防止	和水町虐待防止連絡協議会と連携し、児童や高齢者、障害者に対する虐待の予防・早期対策にあたります。	福祉課 保健子ども課

・DV(ドメスティックバイオレンス)→配偶者や恋人などから振るわれる暴力。
身体的・経済的・精神的暴力がある。

・デートDV →結婚していない恋人間の暴力。

【人権に関する現状・課題】

ドメスティックバイオレンス（DV）、ストーカー行為、性暴力や児童虐待など人権を著しく侵害する行為は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。

令和3年度に実施した町民意識調査において、対象者500名のうち1度でもDVの経験があると答えた人は、全体の約4%という結果となりました。

平成28年度に実施した調査時より全体的に減少しているが、「心理的脅迫」を1～2度受けた方、「経済的圧迫」を何度も受けた方が増加した結果となっています。

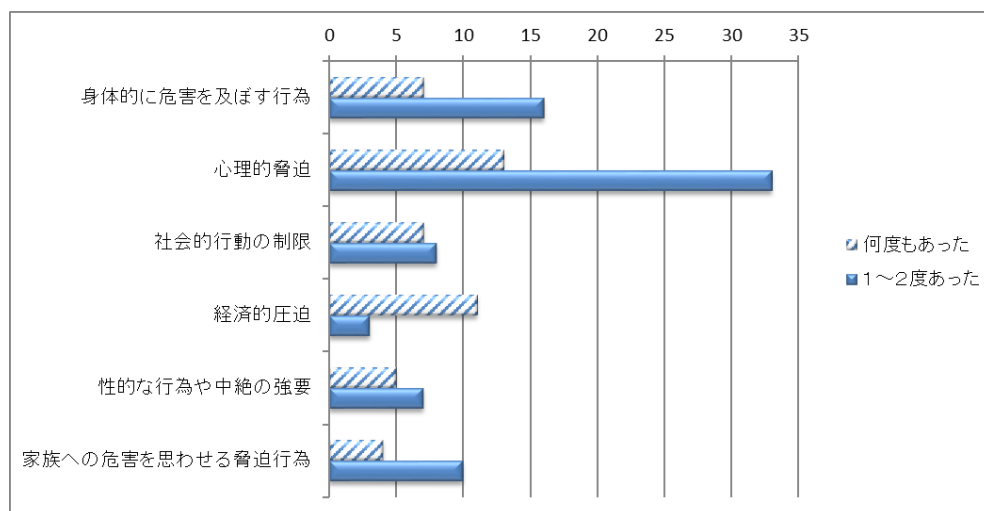
その背景の1つとして、新型コロナウイルス感染症が拡大し、外出自粛や休業等を余儀なくされたことにより、生活不安やストレスが増加し、このような結果に繋がったと考えられます。

なお、DV被害経験者の相談状況は、「相談した」と回答した人は4.9%となっています。「相談しなかった」と回答した人に理由をたずねたところ、「相談する程のことではないと思った」と回答した方が4%、「我慢すれば、このままなんとかかなと思った」「自分にも悪いところがあると思った」と回答した方が共に3.6%と問題を解決することの難しさや、複雑さが見られます。

以上のことを踏まえ、DVのみならずあらゆる暴力を許さない意識づくりをすすめるとともに、町・警察など関係機関が連携し、被害者が相談しやすい環境づくりや被害者等の立場に立った迅速かつ適切な対応に取り組むことが必要です。

【DVの経験について（図1）】

（人）



【重点目標 3 家庭・職場における男女共同参画の環境づくり】

男女がお互いをパートナーとして理解し、支えあいながら、社会生活と家庭生活が両立できるような環境を目指します。

(1) 両立支援制度を利用しやすい職場環境づくりの推進

家庭生活や育児と仕事の両立を図るため、労使双方の意識改革を進めます。また、育児休業制度などが普及するように、事業者や被雇用者に働きかけ、男女の働き方の見直しを図ります。

(2) 子育て、介護支援の充実とパートナーシップの推進

若い世代のみの家庭、共働き家庭やひとり親家庭など多様なライフスタイルに対応した育児、介護等を考慮して支援をします。また、家庭や職場、地域におけるパートナーシップ（お互いの特性を尊重し、対等な立場での連携）を図るための取組みを推進し、安心して生み育て、介護できる環境を構築し、男女の育児、家事等の家庭生活や地域活動等への参加を進めます。

重点目標	施策の基本方向	具体的施策	取組内容	担当課
重点目標 3 家庭・職場における男女共	(1) 両立支援制度を利用しやすい職場環境づくりの推進	① 仕事と家庭生活の両立に関する意識啓発の推進	・ 育児休業制度等が利用しやすい職場環境になるよう関係機関と連携するとともに、制度の周知を図ります。 ・ 男性の育児休業や介護休業などの取得を啓発するための広報・啓発活動を行います。	総務課 商工観光課
	(2) 子育て、介護支援の充実とパートナーシップの推進	① 子育てに関する情報提供	母子手帳交付時や各種健診及びホームページ等で、保育・子育て支援サービスに関する情報の提供を行います。	福祉課 保健子ども課

同 参 画 の 環 境 づ く り	② 地域における子育ての支援	<ul style="list-style-type: none"> ・通常保育に加え、延長保育、一時保育、病児保育、休日保育、学童保育など、様々なニーズにあった保育サービスを実施します。また、地域の見守りなど地域を核とした子育て支援を推進します。 	保健子ども課
	③ 介護予防と生活支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防教室を実施します。 ・介護サービスや福祉サービス支援の充実を図ります。 	福祉課
	④ 障がい者施策の推進	和水平町障がい者計画に基づき、障がいのある人のニーズに配慮しながら、各種施策を計画的に推進します。	福祉課
	⑤ 広報などを活用した啓発の充実(再掲)	広報なごみ、町のホームページなどのあらゆる広報媒体を活用して、男女共同参画についての啓発を推進します。	総務課 まちづくり推進課

【家庭・職場における現状・課題】

令和3年度に実施した町民意識調査において、仕事と家庭を両立させる上での問題点をお尋ねしたところ、「家事・育児・介護などの負担が女性に偏っている」が27%、「事業所内に、家庭のことで休暇を取りにくい雰囲気がある」が20%、「労働時間が長い・残業が多い」が16%、と休暇制度を利用しにくい職場環境や長時間労働が、仕事と家庭の両立を阻害しているという結果になっています。（図1）

このような中、若い世代のみの家庭、共働き家庭、ひとり親家庭などの増加に伴い、仕事と育児や老親の介護との両立に悩むなどの問題が発生しています。

仕事と家庭生活との調和を図るため、男性の長時間労働の抑制や育児休業の取得による家庭生活への参加促進、働きやすい職場環境の整備、多様なライフスタイルに対応した育児・介護支援が求められています。

前回の町民意識調査（平成28年度）と比較しても、ほとんど変わらない数字となっており、家庭や職場での状況は5年前と変わらないという方が多いようです。

【仕事と家庭を両立させる上での問題点（図1）】

○家事・育児・介護などの負担が、女性に偏っている。	27%
○事業所内に家庭のことで休暇を取りにくい雰囲気がある。	20%
○労働時間が長い。残業が多い。	16%
○男性が家事などをすることに家族の理解と協力が得られない	9%
○保育施設や介護施設などを利用できない	8%
○育児休業や介護休業を取得できる日数が短い	8%
○保育施設や介護施設などを利用できる時間が短い	6%
○女性が仕事をすることに家族の理解と協力が得られない	4%
○その他	2%

【重点目標4 さまざまな分野における男女共同参画の推進】

さまざまな分野において、固定的な性別による役割分担意識にとらわれず、政策や方針決定の場に男女双方の意見や能力が反映されるようなまちを目指します。

【施策の基本方向】

(1) 政策や方針決定の場への女性の参画の拡大推進

政策や方針決定の場への女性の参画を推進し、あらゆる分野に男女がともに個性と能力を発揮して参画できるような取組み、環境づくりを進めます。各種審議会・委員会等への女性委員の登用を推進し、男女双方の意見が反映されるよう努めます。

(2) 男女共同参画を推進する人材育成・活動支援

男女共同参画を推進する人材を発掘し、地域社会のあらゆる分野における男女共同参画を推進します。女性リーダーや女性グループの育成、地域リーダー育成事業等への研修生の派遣など、人材の発掘、育成を支援し、男女共同参画の推進を図ります。

重点目標	施策の基本方向	具体的施策	取組内容	担当課
重点目標4 さまざまな分野	(1) 政策や方針決定の場への女性の参画の拡大推進	①町の審議会等への女性委員の登用	各種審議会・委員会等に女性登用の推進を図ります。	全庁
		②広報などを活用した啓発の充実(再掲)	広報なごみ、町のホームページなどのあらゆる広報媒体を活用して、男女共同参画についての啓発を推進します。	総務課 まちづくり推進課

に お け る 男 女 共 同 参 画 の 推 進		③様々な学習の場をとおした啓発(再掲)	様々な学習の場で、男女共同参画に関する講演会・講座を実施します。また、住民を対象とした講演会等の実施を検討します。	総務課 社会教育課 まちづくり推進課
	(2) 男女共同参画を推進する人材育成・活動支援	①女性リーダー・グループの育成	女性リーダーやグループに対し、様々な学習会等に関する情報を提供し、参加について支援します。	全庁
	(3) 地域社会における男女共同参画の推進	① 地域社会での男女パートナーシップ	暮らしやすく活力ある地域社会を実現するため、多様なライフスタイルを持つ男女が、共に地域活動に参加できるような意識づくりや環境づくりに努めます。	総務課

【政策・方針決定の場への女性参画の現状・課題】

地域活動についてはこれまで女性が担ってきた部分も大きいですが、下支えとしての女性の参画は多いものの、企画・立案段階への参画は進んでいません。

(図1)

あらゆる分野において男女がともに個性と能力を発揮し、多様性を認め合うことは、地域の活性化や暮らしやすい地域づくりに繋がります。

令和3年度に実施した町民意識調査において、女性が進出したほうが良いと思う役職についてお尋ねしたところ、PTA会長・副会長と区長においてそう思うと回答した方の割合が、前回の町民意識調査(平成28年)よりも増えています。

(図2)

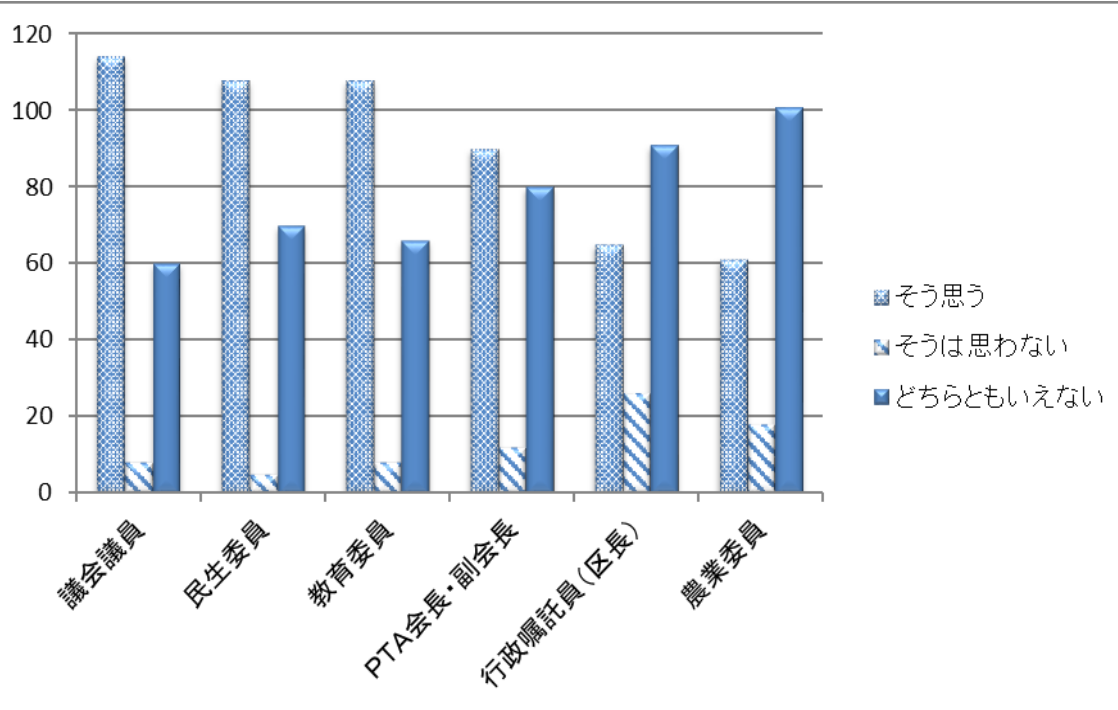
【和水町における役職に占める女性の割合(図1)】 令和4年1月1日現在

役職	総数(人)	うち女性(人)	女性の割合(%)
議会議員	11	0	0
民生委員	33	19	57
教育委員	4	2	50
PTA会長・副会長	15	3	20
区長	66	0	0
農業委員	10	1	10

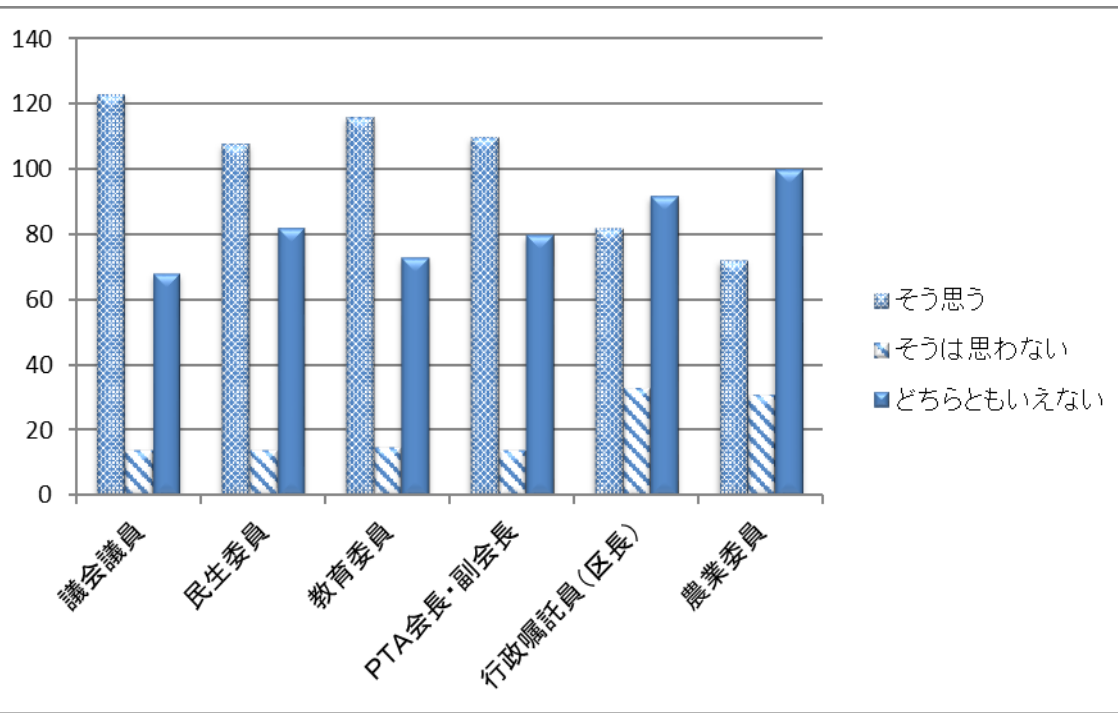
【女性が進出したほうがいいと思う役職（図2）】

(人)

「平成28年度調査結果」



「令和3年度調査結果」



第3章 男女共同参画に関する推進体制

計画の推進にあたって、和水町役場のあらゆる部署において男女共同参画社会づくりの重要性を認識し、職員一人ひとりが男女共同参画についての理解を深めるとともに、全庁的かつ総合的に取組みを実施します。

また、学識経験者や地域住民の意見を施策等に反映させるため、「和水町男女共同参画懇話会」において本町の男女共同参画の推進について審議いただきます。

この計画は、住民をはじめ企業・地域団体・NPO等の各種団体、行政関係機関などと連携・協働して推進します。

1 総合的な推進体制の整備

「和水町男女共同参画懇話会」との連携を図り、住民の声が施策への確に反映されるように努めます。

2 庁内の推進体制の充実

男女共同参画社会の形成へ向け、関係課との連携・調整を行いながら、効果的な施策の推進を図ります。

3 職員研修の充実

男女共同参画意識を高め、計画についての周知徹底を図るため職員研修を実施します。

4 相談体制の整備

相談窓口や相談事業について広く周知を図り、相談者のプライバシーに十分配慮しながら、担当課・担当窓口との連携を図ります。

5 国・県・他市町村や各種団体との連携

男女共同参画社会の実現へ向けて、国・県・他市町村との連携や関係機関・各種団体とのネットワークを図ります。

参考資料

1 世界の動き

● 1948年（昭和23年）

国際連合で「世界人権宣言」が採択。女性に対する差別が国際的な共通課題であるとの認識が初めて示される。

● 1975年（昭和50年）

第1回世界女性会議がメキシコシティで開催。1976年から1985年までの10年を「国連婦人の10年」として定められ、「平等・開発・平和」を目標に掲げ、男女平等政策が確立された。

● 1979年（昭和54年）

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下、女子差別撤廃条約）」を国連で採択。性別による差別を禁止した。

● 1985年（昭和60年）

世界女性会議がナイロビで開催。「国連婦人の10年」の成果が検討・評価された。

● 1995年（平成7年）

第4回世界女性会議が北京で開催。「北京宣言及び行動綱領」が採択され、各国に実効ある措置を求めた。

● 2000年（平成12年）

「女性2000年会議」がニューヨークで開催。「北京行動綱領」の完全実現に向け「成果文書」が採択された。

● 2005年（平成17年）

「北京+10」が開催。「北京行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の実施状況についての評価や見直し、女性の視点からの災害対策を求めた「津波など災害復興」や「国の政策への女性の視点の主流化」など採択された。

● 2010年（平成22年）

「北京+15」が「北京宣言及び行動綱領」と第23回国連特別総会「女性2000年会議」成果文書の実施状況の評価を主要テーマに開催。

● 2012年（平成24年）

第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択された。

● 2015年（平成27年）

国連防災世界会議で「仙台防災枠組」が採択された。

国連サミットで「持続可能な開発目標 SDGs」が採択された。

第59回国連婦人の地位委員会閣僚級会議「北京+20」が開催。

● 2016年（平成28年）

第60回国連女性の地位委員会開催。

2 国の動き

- 1975年（昭和50年）
「国際婦人年」を契機に内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」を設置。
- 1977年（昭和52年）
「国内行動計画」策定。女性の地位向上に関する初の総合計画となる。
- 1985年（昭和60年）
「女子差別撤廃条約」の批准。「男女雇用機会均等法」などの法整備や民法が一部改正。
- 1987年（昭和62年）
「ナイロビ将来戦略」を受けて「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定。
- 1996年（平成8年）
「男女共同参画2000年プラン」が策定。主な施策が男女を対象とし、意識の変革だけでなく、社会制度や慣行・慣習の見直しが盛り込まれる。
- 1999年（平成11年）
「男女共同参画社会基本法」が制定。男女共同参画社会の形成に向けて、基本理念や国・地方公共団体の責務などが定められる。
- 2000年（平成12年）
「男女共同参画基本計画」が策定。社会のあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映。
- 2001年（平成13年）
内閣府に「男女共同参画会議」及び「内閣府男女共同参画局」が設置。男女共同参画の形成促進に向けた課題について、調査・審議を進めていく。
- 2005年（平成17年）
「第2次男女共同参画基本計画」が改定。女性のチャレンジ支援を盛り込む。
- 2010年（平成22年）
「第3次男女共同参画基本計画」を策定。
- 2012年（平成24年）
「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定。
- 2015年（平成27年）
「女性活躍加速のための重点方針2015」策定。
「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布。
「第4次男女共同参画基本計画」策定。
- 2016年（平成28年）
「男女雇用機会均等法」改正。
- 2018年（平成30年）
「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布。
- 2020年（令和2年）
「第5次男女共同参画基本計画」策定。

3 熊本県の動き

- 1977年（昭和52年）
商工労働水産部労政課に婦人行政担当窓口を設置。
- 1988年（昭和63年）
福祉生活部県民生活総室に婦人対策室を設置。
- 1994年（平成6年）
「ハーモニープランくまもと」を策定し、男女共同参画の実現に向けて総合的な推進を図る。
- 2000年（平成12年）
環境生活部に男女共同参画課を設置。
- 2001年（平成13年）
熊本県男女共同参画計画「ハーモニープラン21」を策定。
- 2002年（平成14年）
「熊本県男女共同参画推進条例」を施行。
熊本県男女共同参画審議会を設置。
くまもと県民交流館パレアに男女共同参画センターを設置。
- 2003年（平成15年）
組織改編により、環境生活部に男女共同参画・パートナーシップ推進課と名称変更。
- 2005年（平成17年）
「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定。
- 2006年（平成18年）
熊本県男女共同参画計画「ハーモニープランくまもと21」（第2次）を策定
組織機構改革により、男女共同参画・パートナーシップ推進課を総務部へ移管。
- 2009年（平成21年）
男女共同参画・パートナーシップ推進課を男女参画・協働推進課へ名称変更。
- 2011年（平成23年）
熊本県男女共同参画計画「ハーモニープランくまもと21」（第3次）を策定。
組織機構改革により、男女参画・協働推進課を環境生活部へ移管。
- 2015年（平成27年）
熊本県女性の社会参画加速化戦略を策定。
- 2016年（平成28年）
熊本県男女共同参画計画「ハーモニープランくまもと21」（第4次）を策定。
- 2021年（令和3年）
熊本県男女共同参画計画「ハーモニープランくまもと21」（第5次）を策定。

4 和水町の動き

● 2002年（平成14年）

荒尾玉名地域男女共同参画ネットワーク発足に伴い、菊水町は福祉課、三加和町は社会教育課で男女共同参画業務を担当。

● 2006年（平成18年）

合併により担当課が本庁総務課となる。

● 2007年（平成19年）

和水町男女共同参画懇話会が委員15名で発足。

● 2008年（平成20年）

和水町男女共同参画に関する町民意識調査を実施。

● 2011年（平成23年）

第1次和水町男女共同参画計画を策定。

● 2016年（平成28年）

和水町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を策定。

● 2016年（平成28年）

和水町男女共同参画に関する町民意識調査を実施。

● 2017年（平成29年）

第2次和水町男女共同参画計画を策定。

● 2021年（令和3年）

和水町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を策定。

● 2021年（令和3年）

和水町男女共同参画に関する町民意識調査を実施。

● 2022年（令和4年）

第3次和水町男女共同参画計画を策定。

5 男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であつてはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であつてはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定

にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

○中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

6 和水町男女共同参画懇話会設置要綱

(設置目的)

第1条 男女が家庭や地域・職場などあらゆる分野に自由な意思で参画し、社会的責任を担うことのできる男女共同参画社会を築くための施策を推進することを目的とした男女共同参画懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(協議)

第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事項について検討及び協議を行う。

- (1) 男女共同参画社会形成についての調査研究に関すること。
- (2) 男女共同参画社会形成のための総合的指針の推進に関すること。
- (3) その他目的達成に必要なこと。

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) まちづくりに積極的に参加している者
- (2) 男女共同参画推進の活動に積極的に参加している者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合において、町長は、補欠委員を任命することができる。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 懇話会に会長及び副会長、それぞれ1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって選出する。

3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことが出来る。

(報償費)

第7条 男女共同参画懇話会委員には、報償費を支給する。

2 会長には日額報償費6,800円を支給し、そのうち1,000円を旅費相当額とする。

3 委員には日額報償費6,600円を支給し、そのうち1,000円を旅費相当額とする。

(事務局)

第8条 懇話会の事務を処理するため、事務局を本庁総務課に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附 則(令和2年告示第17号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年告示第45号)

この要綱は、公示の日から施行する。

近隣の相談窓口

〈県内の相談・支援機関〉

名 称	相談内容	電話番号・相談日時
熊本県男女共同参画相談室 らいふ	DV、離婚問題、人間関係、 生き方、家族、子育て、健 康など	☎096-333-2666 熊本県男女共同参画・協働推進課内 月・木・金 (9:30~15:30) 火 (9:30~19:30) ☎096-355-2223 熊本県民交流館 パレア内 土 (9:30~15:30)
熊本県女性相談センター (熊本県福祉総合相談所)	DV、離婚問題、家庭不和、 売春の強要など	
	女性相談	☎096-381-4454 土日祝、年末年始を除く (8:30~17:15)
	DV相談	☎096-381-7110 月~金 (8:30~22:00) 土日祝 (9:00~22:00)
妊娠ところの電話相談 (熊本県福祉総合相談所)	妊娠や出産に関する相談	☎096-381-4340 月~土 (9:00~20:00)
不妊専門相談 (熊本県福祉総合相談所)	不妊に関する相談	☎096-381-4340 月~土 (9:00~20:00)
レディース110番 (熊本県警察本部)	性犯罪に関する届出、悩み などの相談	☎0120-8343-81 ☎096-384-1254 月~金 (祝日、年末年始を除く) (8:30~17:15)
熊本県玉名福祉事務所	女性が抱える様々な問題 に関する相談	☎0968-74-2118
女性の人権ホットライン (熊本地方法務局)	女性の人権に関する相談	☎0570-070-810 月~金 (祝日、年末年始を除く) (8:30~17:15)

女性が抱える様々な問題に関する相談

《警察に相談したいとき》

名称	電話番号
警察安全相談室（熊本県警察本部）	☎096-383-9110（24時間体制）
玉名警察署 江田駐在所	☎0968-86-2041
玉名警察署 板楠駐在所	☎0968-34-2666

和水町男女共同参画計画に関する担当窓口

《町の組織》

役場部署・係	電話番号
総務課（男女共同参画総括）	0968-86-5720
まちづくり推進課	0968-86-5721
税務住民課	0968-86-5723
福祉課	0968-86-5724
保健子ども課	0968-86-5730
商工観光課	0968-86-5725
社会教育課	0968-34-3047



和水町男女共同参画計画

令和4年5月発行

和水町役場 総務課

〒865-0192

熊本県玉名郡和水町江田 3886 番地

TEL 0968-86-5720

FAX 0968-86-4215

ホームページ <http://www.town.nagomi.lg.jp/>